

令和 7 年度 自治会加入促進事業概要書

1. 事業背景

《南あわじ市における自治会加入の現状》

- ・南あわじ市では、令和 3 年度に自治会実態調査を行いました。
調査結果によると、市全体の自治会加入率は約 8 割（令和 2 年国勢調査結果をベースに試算）、また約 1 / 3 が加入率 8 割を下回る状況となっています。
- ・地域との対話の場や市連合自治会会議においても、自治会加入率低下に対する対策の必要性が度々取り上げられています。

《自治会における加入促進活動》

従来からの住民世帯が高齢化する中、次の担い手として転入世帯を取り込まないと維持できない、という声が多くあがっている一方で、令和 3 年度の自治会実態調査結果や地域づくり懇談会での対話等を通じて次の課題が見えてきました。

- ① 加入促進の取り組みは一定（1/4 程度）の自治会で行われているが、チラシやリーフレット等の勧誘ツールを作っているところは少ない。（10 自治会以下）
- ② 転入者を受け入れるにあたって、従来の決め事（会費、役員など）の見直しが必要となってきた。（特に農家世帯の割合が多い自治会）
- ③ 加入促進を行う前に、まずは未加入者に自治会への興味をもってもらえるような取り組みが必要と感じる。【R5 地域づくり懇談会より】

2. 自治会加入促進事業補助金について

1. の課題を受けて、令和 5 年度よりスタートした「自治会加入促進事業」は、次の取り組みを行う自治会に対して補助金を交付します。

① 補助対象団体 市内 202 単位自治会（加入単位）

② 補助対象となる取り組み（事業）

- ・加入促進のための**勧誘ツール（チラシ等）の整備** 【必須要件】
- ・自治会が行うイベントや行事に対して、未加入世帯にも広く呼び掛けを行うことで、**自治会と未加入世帯の関係づくりを図るもの**

《注意事項》

※呼びかけ時又はイベント・行事実施時に勧誘ツール（チラシ等）を用いた勧誘活動を行うことが要件

※**加入要件を記載した勧誘ツール（チラシ等）を整備することが必須**

すでに勧誘ツールを整備している自治会は、**既存のものを活用可**

※**勧誘対象となる未加入者がいない場合は対象となりません。**

【対象外となる事業】

次に該当する場合は、補助金対象外となります。

- ・ 関係者の慰労等を目的とするもの
- ・ 飲食を伴う単なる親睦を目的とするもの
- ・ 自治会の区域外で実施するもの
- ・ 特定の個人または団体の利益を目的とするもの
- ・ 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- ・ 公共の福祉に反すると認められるもの
- ・ 専ら営利を目的としたもの

① 補助金額

1 単位自治会当たり **10 万円**を限度

※ 実績額が10万円を下回るときは「実績額」となります。

② 事業年度（事業期間）

令和7年度（令和8年3月31日まで）

※ 令和7年度が本事業の最終年度となります。

③ 対象経費

対象経費例は以下のとおりです。

◆ 加入促進活動経費

消耗品費	加入促進にかかる消耗品
印刷製本費	加入促進ツール（チラシ、リーフレット等）の印刷費
委託費	加入促進ツールの整備委託

◆ 交流促進事業（イベント等）経費

報償費	イベントの出演者謝金、 交流促進を図るための参加賞類（お茶菓子等）
消耗品費	イベントにかかる消耗品
印刷製本費	イベントチラシの印刷費
食糧費	イベント準備、本番のスタッフ用 ※ 弁当は1食1,100円、お茶は1本150円が限度
委託費	警備委託、舞台設営費用
使用料・借上料	会場使用料、機材借上費

【対象外となる経費】

- ・ 酒類
- ・ 団体及び団体資産の維持管理にかかる経費
- ・ 政治活動又は宗教活動にかかる経費（例：神事、祭礼に直接かかる費用）

3. 補助金申請から実績報告までの流れ

1. 事前相談 市民協働課へ事前相談（市民交流センター経由可）
※ 実施内容のヒアリング及び協議を実施



2. 補助金申請 交付申請書、事業計画兼予算書を市民協働課へ提出
※ 1. の事前相談の中で作成支援を行います。



3. 交付決定 市より補助金交付決定通知書を送付します。
※ 実績報告提出の案内も同封いたします。



4. 実績報告 事業が完了した日から起算して 30 日以内
※ 3 月に事業実施した場合は、
令和 8 年 3 月 31 日までに実績報告書等を提出
《提出書類》

- ・実績報告書 【任意様式可】
- ・収支決算書 【任意様式可】
- ・加入促進チラシ
- ・領収書（写）
- ・事業（イベント）実施時の写真 等

5. 補助金確定 市より補助金等確定通知書を送付します。



6. 補助金交付 補助金等交付請求書を提出
⇒ 市より補助金を交付します。

3. 勧誘ツール（加入呼びかけチラシ）について

◆勧誘ツールとは？

自治会加入要件等を明記した「自治会加入呼びかけチラシ」です。
作成を行っていない自治会は、市が提供するフォーマットを活用して作成いただくことが可能です。

◆チラシフォーマットの活用にあたって

裏面は、各自治会の紹介や加入要件を記載いただくスペースとなっています。
各自治会において、転入者受け入れにあたって支障となる仕組みがないか、
本事業を機会に見直しも含めた検討をぜひ行ってください。